

後期高齢者医療制度のお知らせ

75歳以上の方と65歳～74歳で一定の障がいのある方が対象

～ 住民説明会が開催されます ～

平成20年4月から後期高齢者医療制度が始まりましたが、制度に関することや、平成22年度からの新しい保険料率に関する説明会が、下記のとおり開催されます。

日 時	会 場	場 所
平成22年1月12日（火） 14:00～16:00	函館会場	函館市中央図書館（函館市五稜郭町26番1号）
	苫小牧会場	苫小牧市民会館（苫小牧市旭町3丁目2番2号）
平成22年1月13日（水） 14:00～16:00	札幌会場	札幌市民ホール（札幌市中央区北1条西1丁目）
	岩見沢会場	岩見沢市自治体ネットワークセンター（岩見沢市有明町南1番地20）
平成22年1月14日（木） 14:00～16:00	帯広会場	とかちプラザ（帯広市西4条南13丁目1番地）
	北見会場	北見市民会館（北見市常盤町2丁目1番10号）
平成22年1月15日（金） 14:00～16:00	釧路会場	アクア・パール栄町会館（釧路市栄町8丁目）
	旭川会場	旭川市民文化会館（旭川市7条通9丁目）

主な内容

- 後期高齢者医療制度について
- 平成22年度と平成23年度の新しい保険料率について

- ◇対 象／どなたでも出席できます。年齢は問いません。
- ◇申 込／特に必要はありませんが、会場の規模により定員になり次第、入場が制限されることがあります。
- ◇主 催／北海道後期高齢者医療広域連合
- ◇その他／上記の開催地以外でも2月以降に説明会が行なわれますので、会場等が決まり次第、お知らせします。

- 問い合わせ先／
- 北海道後期高齢者医療広域連合 ■011-290-5601
 - 役場本庁保健福祉課高齢者医療係 ■0137-84-5111
 - 瀬棚総合支所保健福祉課高齢者医療係 ■0137-87-3311
 - 大成総合支所町民福祉課高齢者医療係 ■01398-4-5511

「第2回 新規高卒者就職面接会in函館」のお知らせ

平成22年3月新規高等学校卒業予定者を対象とした就職面接会を開催します。ひとりでも多くの生徒が就職内定を得られるよう、事業主の皆さまの参加をお待ちしております。

◇日時 2月1日（月）午後1時～午後4時

◇場所 ロワジールホテル函館3階

◇内容

平成22年3月新規高等学校卒業予定者で就職先が内定していない生徒と企業との就職面接会

- 問い合わせ先／ハローワーク函館 函館公共職業安定所企画調整部門
■0138-26-0735 内線162

ご存知ですか？児童扶養手当・特別児童扶養手当制度

ご不明な点がありましたら、お気軽にご相談ください。

	児童扶養手当	特別児童扶養手当
内 容	父母の離婚等により、父親と生計を同じくしていない児童を養育している母子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。	知的障がいまたは身体障がいの状態等（政令で定める程度以上）にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。
支給対象	●父と生計を同じくしていない児童を監護する母 （例）離婚をして児童を養育している母親 ●父と生計を同じくせずかつ母が監護しない児童を監護する養育者 （例）両親が死別して児童を養育する祖母の方、未婚の母の方 *児童が18歳に達する日の属する年度まで支給	障がい児の父若しくは母が障がい児を監護するとき、又は父母以外の者が障がい児を養育するときに、支給されます。 *障がい児童が20歳に達する日の属する月末まで支給 ただし、児童福祉施設等に入所している児童、障がいを理由として公的年金を受給できるときは、対象となりません。
支給額（月額）	●児童1人の場合 全部支給・・・41,720円 一部支給・41,710～9,850円 ●児童2人以上の加算額 2人目・・・5,000円 3人目以降・・・3,000円 *（受給者の前年の所得により減額又は停止の場合もあります）	児童1人当たり「50,750円」または「33,800円」（障がいの程度により異なります。） *（受給者の前年の所得により停止の場合もあります。）
支払時期	原則毎年4月8月12月にそれぞれの前月分までが支払われます。	原則毎年4月8月11月にそれぞれの前月分までが支払われます。
支給を受けるには？	支給を受けようとする方は役場に申請書類を提出し、北海道から受給資格と手当の額の認定を受けます。	支給を受けようとする方は役場に申請書類を提出し、北海道から受給資格と手当の額の認定を受けます。

【児童扶養手当】

※手当の申請をした後に、状況が変わった場合は、14日以内に届出が必要です。資格がなくなった時等は、届出が遅れると過払い分の手当を返還していただくこともありますので、必ずご連絡下さい。

- 養育している児童の人数が変わったとき
- 住所、氏名、支払金融機関が変わったとき
- 婚姻（事実婚を含む）などで資格がなくなったとき
- その他

■問い合わせ先／本庁町民児童課 児童福祉係 ☎0137-84-5111

瀬棚保育所 事務係 ☎0137-87-3164／ 大成総合支所 町民福祉課 戸籍年金係 ☎01398-4-5511

緊急地震速報について

「あなたは緊急地震速報を受信してすぐ身を守れますか？」

気象庁が発表する緊急地震速報は、震源に近い観測点で地震を検知後、直ちに地震の規模や各地の震度などを推定し、テレビやラジオ、専用端末などを通じて強い大きな揺れが来る前にお知らせする情報です。

緊急地震速報を適切に利用することによって、被害を最小限に抑えることができ、自分や家族の命を守ることができます。

しかし、緊急地震速報には技術的な限界もあることから、緊急地震速報を受信した時に限らず、日頃から様々な時間や場所で地震が起きた時に、自分ならどのように行動するかをイメージすることも必要です。

緊急地震速報のしくみや心得など詳細については、気象庁ホームページをご覧ください。

(<http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/EEW/kaisetsu/index.html>)

■問い合わせ先／函館海洋気象台業務課 ☎0138 - 46 - 2211

